

マージン率等の公開資料【2026年度】

改正労働者派遣法に基づき、マージン率について公表します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

事業所の名称	株式会社ネクストアビリティ
事業所の所在地	東京都豊島区東池袋二丁目21番1号 桐生ビル

対象期間：2024年7月1日～2025年6月30日

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率 (①－②) ÷ ①
9	4	¥31,695	¥18,900	40.4%

●マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時に掛かる賃金
会社 運営 費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	人件費及び活動費・法定手続費用・事務所費用・通信費用等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料 有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2. 教育訓練に関する事項

- ・メンタルヘルス
- ・整理、整頓、清掃、清潔教育
- ・災害発生時の緊急対応
- ・当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
- ・IT研修(プログラムの基本)

3. 福利厚生に関する事項

- ・各種社会保険に加入（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）
- ・健康診断の定期受診（年1回）
- ・休暇及び休業の制度（年次有給休暇、育児休暇、介護休業など）
- ・確定拠出年金の制度（積立金、運用方法など）

4. 派遣労働者の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ☐ 労使協定を締結していない
- ☒ 労使協定を締結している（協定有効期間終期 令和9年3月31日）
- ・協定労働者の範囲 労働者派遣従事している従業員